

額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（入札書に記載した金額の5%）をもって契約金額とします。入札者は見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成22年11月8日 午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務局危機管理室災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 業務の詳細、3の一般競争入札参加資格確認申請書及び6(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第27号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年10月5日

川崎市上下水道事業管理者 齋藤力良

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	浅田地区下水枝線第109号工事
	履行場所	川崎市川崎区浅田3丁目、4丁目地内
	履行期間	契約の日から平成23年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月9日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	浜町地区ほか下水枝線第110号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4丁目、浅野町地内
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月9日 午前11時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	大島ポンプ場建設電気その9工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、ランク「A」に登載されていること。 (5) 監理技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、現有排水能力が毎秒2.0立方メートル以上の下水道ポンプ場の建設工事において、運転操作設備の製作・据付工事(修理及び整備工事は除く。)の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20パーセント以上であること。	

契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成22年11月12日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	加瀬水処理センター建設電気その42工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、ランク「A」に登載されていること。 (5) 監理技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、全体計画処理水量が晴天時日最大100,000立方メートル以上の下水処理場において、特別高圧受変電設備の製作・据付工事(修理及び整備工事は除く。)の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20パーセント以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月12日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	多摩区既設管実態調査委託101号
	履 行 場 所	川崎市多摩区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成23年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されていること。	

	(4) 平成17年4月1日以降に既設管実態調査委託の契約実績を有し、当該実績をTECRIS等により確認できること。 (5) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成22年11月2日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第28号

平成22年10月12日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	工水2号送水管1300mm人孔T字管補強工事
	履 行 場 所	高津区下作延1792番地先 ほか26箇所
	履 行 期 間	契約の日から230日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）でも可とします。 (8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月15日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設加圧脱水機1・2号修理工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月10日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に登録されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月10日 午前10時30分 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	中幸町地区ほか下水枝線第108号工事
	履 行 場 所	川崎市幸区中幸町1丁目、中幸町3丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から275日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登録されていること。 (6) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者(業種「土木」)でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月15日 午前10時30分 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築土木その5工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-17-1
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (5) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「土木」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとされる参加申込者は主任技術者(業種「土木」)でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るとされる参加申込者は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月15日 午前11時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター焼却設備定期整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登載されていること。 (5) 監理技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、下水道施設における流動焼却炉を含む汚泥焼却施設設備の製作・据付工事又は分解整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20パーセント以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月18日 午前10時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター空気圧縮機整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登載されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月8日 午前11時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	観音川ポンプ場No.2雨水ポンプ用エンジン整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜 2-24-9ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登載されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、雨水ポンプ用ディーゼルエンジンの製作・据付工事又は分解整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20パーセント以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月8日 午前10時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市上下水道局競争入札における予定価格の事後公表の試行要綱に規定する予定価格の事後公表 試行案件です。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター汚泥脱水機整備工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成21・22年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登録されていること。 (5) 監理技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、下水道施設における高効率型ベルトプレス脱水機の製作・据付工事 又は分解整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工 事については、出資割合が20パーセント以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月18日 午前10時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	渡田ポンプ場改築基本計画策定業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区鋼管通4丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 平成9年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した業務委託において、次のア及びイの 元請としての契約実績を有すること。 ア 排水能力毎秒15立方メートル以上の下水道ポンプ場におけるポンプ施設の新設、増設又は改 築の計画策定又は実施設計業務 イ 流出解析モデル(InfoWorks CS、MOUSE、XP-SWMMのうちいずれか) を用いた浸水対策を目的とした雨水整備計画策定業務 (5) 技術士(上下水道部門)の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月9日 午前10時(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	小口径管きょ改築指針策定業務委託
	履 行 場 所	川崎市全区
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 平成17年4月1日以降に、下水道管きょの改築・更新に係る実施設計（耐震実施設計（レベル1及び2）委託業務を含む。）の元請けとしての契約実績を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月9日 午前11時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	中原区在来管調査委託
	履 行 場 所	川崎市中原区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成23年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成21・22年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 平成17年4月1日以降に下水道管きょに係る実施設計委託の契約実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成22年11月10日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第18号

落札者等の公示

川崎市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成22年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

1 調達の名称

施設再構築 長沢浄水場 1 系水処理施設電気設備工事

2 契約事務担当課の名称及び所在地

上下水道局総務部契約課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

3 落札者を決定した日

平成22年10月 5 日

4 落札者の氏名及び住所

メタウォーター株式会社 横浜営業所

所 長 松下 正毅

横浜市西区北幸二丁目 8 番 4 号 横浜西口KNビル

5 落札金額

774,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年 7 月 26 日

川崎市上下水道局公告（調達）第19号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年10月25日

川崎市上下水道事業管理者 齋 藤 力 良

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

入江崎総合スラッジセンター運転管理業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜 3 - 24 - 12

(3) 履行期間

契約日から平成26年 3 月 31 日まで

(4) 業務概要

本委託は、入江崎総合スラッジセンターにおける汚泥処理施設の運転管理業務を行うものです。本委託における運転管理業務とは、汚泥処理施設の運転操作監視及び保守点検を主とする本施設の維持管理上必要な一切の業務になります。

(5) 本案件は、紙入札方式による案件です。

2 競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている単独の企業（以下「単体企業」という。）又は 2 者（以下それぞれ「代表者」、「構成員 2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。ただし、共同企業体で参加する場合の出資割合は、すべての構成員を 20 パーセント以上とし、代表者は、構成員 2 の割合を上回らなければなりません。

(1) 単体企業及び共同企業体のすべての構成員に必要な条件

ア 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号）第 2 条の規定に該当しないこと。

イ 平成21・22年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「施設維持管理」の希望種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成22年11月 5 日までに行ってください。

ウ 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

エ 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の 3 の規定に基づく資格を有する者を配置できること。

(2) 単体企業の場合に必要な条件

ア 本入札の公告日から起算して過去 5 年間に、地方自治体等が発注した次の（ア）及び（イ）に掲げる委託業務を 2 年以上履行した実績を有すること。ただし、共同企業体により履行した実績については、代表者であったものに限る。

（ア）下水汚泥焼却量が 1 炉につき 1 日当たり 100 トン以上の流動床炉の運転管理業務

（イ）流入下水量が現有処理能力 1 日当たり 100,000 立方メートル以上の汚泥処理運転管理業務

イ 本入札において共同企業体の構成員になっていないこと。

(3) 共同企業体の場合に必要な条件

ア (2)アの条件を満たすこと。ただし、すべての構成員は同条件のいずれかを 1 つ以上満たすこと。

イ 単体企業として本入札に参加の申込みをしていないこと。

ウ 本入札において他の共同企業体の構成員になっていないこと。

3 入札説明書、設計書等の閲覧及び交付

次により入札説明書、設計書等を閲覧することがで

きます。また、入札説明書については、希望者に次により無償で交付します。

(1) 場所 川崎市上下水道局総務部契約課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3117

(2) 期間 平成22年10月25日～平成22年11月5日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前8時30分～正午、午後0時45分～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加申込書により申込みをしなければなりません。ただし、共同企業体で参加を希望する者は、委任状及び入江崎スラッジセンター運転管理業務委託に係る共同企業体協定書(以下「共同企業体協定書」という。)を併せて提出してください。

(1) 配布

競争入札参加申込書、委任状及び共同企業体協定書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」委託の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」のアドレス<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書、委任状及び共同企業体協定書は、3(2)の期間に、3(1)の場所へ持参してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市上下水道局総務部契約課 担当 野村
電話 044-200-3117

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、設計書に定められた業務を確実に施行できることを証明する書類等を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター 担当 鈴木
電話 044-287-7212

7 確認通知書等の交付等

競争入札参加申込書を提出した者には、平成21・22年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、平成22年11月17日に確認通

知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成22年11月17日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

なお、競争入札参加資格があると認めた者には、平成22年11月19日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において設計書を貸与します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は次のいずれかによるものとし、入札金額は総価により行います。

なお、入札金額は、税抜き価格をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成22年12月7日
午前10時

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所第2庁舎4階
上下水道局入札室

イ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成22年12月6日 必着
(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年12月7日 午前10時

イ 場所 川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とし、当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。ただし、著しく低価格の場合は、適正な履行が確保されない恐れがあるかどうかについての調査を行うことがあります。適正な履行が確保されない恐れがあると認めら

れるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者を落札候補者として資格審査を行います。

- (5) 落札候補者は2に示した資格を満たしているかを確認するための関係書類の提出が必要となります。開札後、上下水道局契約課から落札候補者へ電話連絡します。落札候補者につきましては、電話連絡時に指定する書類（履行証明書又は契約書の写し、仕様書の写し、会社事業概要、配置予定者の経歴書又は資格を証明するもの等）を速やかに提出してください。

(6) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
ア 川崎市上下水道局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 前払金
適用除外とします。

- (3) 契約書作成の要否
必要とします。

- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
(2) 詳細は、入札説明書によります。
(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
Comprehensive operation management and maintenance service of Iriezaiki Sludge Treatment Center of Kawasaki-City
(2) Time limit for tender:
a Direct delivery
10:00 A.M. December 7, 2010
b By mail

December 6, 2010

- (3) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
General Affairs Department
Waterworks Bureau
1 Miyamoto-Cho, Kawasaki-Ward
Kawasaki-City, Kanagawa
210-8577, Japan
TEL:044-200-3117

交通局公告（調達）

川崎市交通局公告（調達）第17号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成22年10月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 小林 隆

1 調達の名称

- (1) 軽油A（10月～11月分）予定数量 168キロリットル
(2) 軽油B（10月～11月分）予定数量 210キロリットル
(3) 軽油C（10月～11月分）予定数量 134キロリットル
(4) 軽油D（10月～11月分）予定数量 236キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2（ソシオ砂子ビル5階）

3 契約の相手方を決定した日

平成22年9月21日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 株式会社 サンオータス
第二石油部 内藤 亮
横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
(2) 株式会社 サンオータス
第二石油部 内藤 亮
横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
(3) 株式会社 サンオータス
第二石油部 内藤 亮
横浜市港北区新横浜二丁目4番15号
(4) 株式会社 サンオータス

第二石油部 内藤 亮
横浜市港北区新横浜二丁目 4 番15号

5 契約金額

- (1) 83,640円 (1 キロリットル当たり)
- (2) 83,620円 (1 キロリットル当たり)
- (3) 83,920円 (1 キロリットル当たり)
- (4) 83,980円 (1 キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年 8 月10日

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達) 第42号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成22年10月25日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局総務部庶務課契約係(以下「病院局契約係」といいます。)

川崎市川崎区東田町 5 - 2 川崎野村證券ビル 4 階 電話044-210-2172

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。) 及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。) ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin_keiyaku/jouhou/keiyaku_top.htm)

- (3) 本書に示された諸手続で期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続の時間については、当該期間の日の午前 8 時30分から正午までと、午後 0 時45分から午後 5 時までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約係窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成21・22年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごと

に定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第 2 条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。) により受け付けます。また、提出された質問書は 1 (1) の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて 1 (2) の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区東田町 5 - 2 川崎野村證券ビル 5 階)

イ 入札を行い、又は開札に立ち会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会

わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締

結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するラジオフィークエンシーシステムの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	履行期限	平成22年12月28日(火)まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成22年10月25日(月)から平成22年10月29日(金)まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	契約保証金の納付は免除とします。	
入札及び開札	平成22年11月15日(月)午前10時00分	

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第23号

局内一般
消 防 署

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月4日

川崎市消防長 福 元 幸 徳

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する
訓令

川崎市救急業務実施規程(平成15年消防局訓令第14号)の一部を次のように改正する。

別表第3高速神奈川1号横羽線の項中「大師ランプから浅田ランプ間」を「大師ジャンクションから浅田ランプ間」に改め、同表高速神奈川6号川崎線の項中「殿町出口」を「大師ジャンクション」に、「殿町入口」を「大師ジャンクション」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年10月20日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第29号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

平成22年10月6日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

- 1 日 時 平成22年10月12日(火) 14:00から
- 2 場 所 教育文化会館 第6会議室
- 3 請願審議
請願第2号 請願第2号審議
- 4 議 事
議案第35号 平成23年度川崎市立高等学校入学者定員について
- 5 その他報告等

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第82号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月6日

川崎市川崎区長 木 村 実

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第83号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月6日

川崎市川崎区長 木 村 実

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第84号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区砂子1丁目5番地11第1川米ビル505 高橋 家継 他3名について、別紙のとおり住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月6日

川崎市川崎区長 木 村 実

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第85号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、川崎市川崎区富士見1丁目6番12-502号 茅原 伊佐男について、別紙のとおり印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月6日

川崎市川崎区長 木 村 実

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第86号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月14日

川崎市川崎区長 木 村 実

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第87号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区浅田2丁目14番17号 オリエンタパレス 302 早間 彩 他5名について、別紙のとおり住民票を職権消滅しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月14日

川崎市川崎区長 木 村 実

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第88号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべ

きところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市川崎区長 木 村 実

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 （普通徴収）	9 月 随 時 分	平成22年11月 1 日	計32件

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第89号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区小川町8番地17 グランイーグル川崎Ⅱ 302 増田 千須子 の住民登録は無効とします。

平成22年10月15日

川崎市川崎区長 木 村 実

1 無効とする転入届

転入届出日 平成22年9月15日
異動年月日 平成22年8月10日
前 住 所 静岡県藤枝市前島2丁目16番14号
レオパレスクレール202号
新 住 所 川崎市川崎区小川町8番地17
グランイーグル川崎Ⅱ 302
氏 名 増田 千須子
生 年 月 日 昭和51年9月28日

2 無効の事由

平成22年9月15日付け転入届出は虚偽のため

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての決裁が裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第34号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市幸区堀川町72番地21 ラゾーナ川崎レジデンス L1301 小山 秀樹について、別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同令第12条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月14日

川崎市幸区長 本 木 紀 彰

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第35号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、川崎市幸区堀川町72番地21 ラゾーナ川崎レジデンス L1301 小山 秀樹について

て、別紙のとおり印鑑登録を抹消しましたので、同条例第12条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月14日

川崎市幸区長 本 木 紀 彰

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第36号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市幸区長 本 木 紀 彰

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 （普通徴収）	9月随時分 以降	平成22年11月1日 （9月随時分）	計9件

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第43号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年9月29日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	軽自動車税	7月随時分	平成22年10月13日	計1件
平成22年度	市・県民税 （普通徴収）	第1期分	平成22年10月13日	計2件
平成22年度	市・県民税 （普通徴収）	7月随時分	平成22年10月13日	計13件
平成22年度	市・県民税 （普通徴収）	第2期分	平成22年10月13日	計49件
平成21年度	市・県民税 （普通徴収）	第4期分	平成22年10月13日	計1件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第2期分	平成22年10月13日	計3件

（別紙省略）

川崎市中原区公告第44号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月1日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第45号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、中原区下小田中1丁目8番3号 佐藤 茂 他2名 に対して別紙のとおり住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月6日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第46号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、中原区下小田中1丁目8番3号 佐藤 茂 他1名 に対して、印鑑登録を抹消しましたので同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成22年10月6日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第47号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成22年度	市・県民税 (普通徴収)	9月随時分 以降	平成22年11月1日 (9月随時分)	計14件

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第51号**

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所、居所、事務所および事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭

和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき方の申し出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

年 度	税 目	期 別	この公告による 納 期 限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分 以降	平成22年11月1日	計8件
平成22年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	9月随時分 以降	平成22年11月1日	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第52号

次の市税に係る納期限変更告知書を別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所、居所、事務所および事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により

公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき方の申し出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

年 度	税 目	期 別	この公告による 納 期 限	件数・備考
平成22年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 3 期 第 4 期	平成22年10月22日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第53号

平成22年9月13日付けで公告した川崎市高津区公告第47号について、次のとおり訂正する。

平成22年10月15日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

(訂正前)

年 度	税 目	期 別	この公告による 納 期 限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分 以 降	平成22年9月30日	計 8 件

(別紙省略)

(訂正後)

年 度	税 目	期 別	この公告による 納 期 限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分 以 降	平成22年9月30日	計 7 件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第37号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年9月30日

川崎市宮前区長 和 田 秀 樹

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第38号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市宮前区長 和 田 秀 樹

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成22年度	市民税・県民税 (普通徴収)	9月随時分 以降	平成22年11月1日 (9月随時分)	計19件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第45号

次の市税に係る 督促状 を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和

25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年9月29日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第1期分	平成22年10月13日	計8件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	6月随時分	平成22年10月13日	計1件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	7月随時分	平成22年10月13日	計1件
平成22年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第2期分	平成22年10月13日	計7件
平成22年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成22年10月13日	計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第46号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年9月29日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第47号

配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公

め送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年9月29日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第48号

次の市税に係る 納税通知書 を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公

告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普 通 徴 収)	9 月 随 時 分 以 降	平成22年11月1日 (9月随時分)	計41件
平成22年度	市 民 税 県 民 税 (普 通 徴 収)	9 月 随 時 分	平成22年11月1日 (9月随時分)	計1件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第49号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年10月15日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第40号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成22年9月29日

川崎市麻生区長 磯 野 利 男

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成22年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土 地 ・ 家 屋)	第 2 期 分	平成22年10月13日	計3件

(別紙省略)

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第29号

平成22年9月1日現在調べにより調製した神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法(昭和24年法律第267号)第94条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成22年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 田 畑 厚 志

1 縦覧場所

川崎市川崎区東田町8番地

川崎市川崎区役所7階 総務課内

川崎市川崎区選挙管理委員会事務局

2 縦覧期間

平成22年10月20日から同年11月3日まで

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第30号

川崎市川崎区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 田 畑 厚 志

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	田畑 厚志	川崎市川崎区殿町1丁目21番3号
委員長職務代理者	池上 治夫	川崎市川崎区砂子2丁目5番地13

幸区選挙管理委員会告示**川崎市幸区選挙管理委員会告示第26号**

川崎市幸区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者の異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 津 田 照 雄

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	津田 照雄	川崎市幸区戸手本町2丁目207番地
委員長職務代理者	治部誠一郎	川崎市幸区南加瀬4丁目10番31-502号 サーパス日吉

中原区選挙管理委員会告示**川崎市中原区選挙管理委員会告示第28号**

川崎市中原区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 飯 塚 文 雄

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	飯塚 文雄	川崎市中原区上平間1700番地49
委員長職務代理者	六反 政韶	川崎市中原区上小田中2丁目7番25-208号 コスモステージ武蔵新城

(別紙省略)

高津区選挙管理委員会告示**川崎市高津区選挙管理委員会告示第26号**

川崎市高津区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 夏 目 孝 男
(平成22年10月1日付け)

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	夏目 孝男	川崎市高津区千年92番地市営住宅1-8
委員長職務代理者	佐藤 忠	川崎市高津区下作延1878番地

宮前区選挙管理委員会告示**川崎市宮前区選挙管理委員会告示第27号**

川崎市宮前区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 栃 木 孝 雄

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	栃木 孝雄	川崎市宮前区犬蔵1丁目29番5号
委員長職務代理者	野口 邦彦	川崎市宮前区野川2245番地 県営13-401

多摩区選挙管理委員会告示**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第27号**

平成22年10月1日付けをもって川崎市多摩区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、それぞれ新たに就任した者の氏名及び住所は、次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 関 口 景 雄

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	関口 景雄	川崎市多摩区長沢4丁目8番10号
委員長職務代理者	池田 鎮禧	川崎市多摩区菅野戸呂15番36号

麻生区選挙管理委員会告示

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第29号

川崎市麻生区選挙管理委員会の委員長及び委員長職務代理者に異動があり、新たに就任した者の氏名及び住所は次のとおりです。

平成22年10月1日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 中 川 嘉 憲

職 名	氏 名	住 所
委 員 長	中川 嘉憲	川崎市麻生区王禅寺西3丁目15番5号

委員長職務代理者	佐藤 政利	川崎市麻生区岡上1617番地3
委 員	伊藤 實	川崎市麻生区金程4丁目5番6号
委 員	菅原 敬子	川崎市麻生区岡上120番地4

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第30号

川崎市麻生区の投票区設置告示（平成20年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のとおり改正し、平成22年12月2日から施行します。

平成22年10月6日

川崎市麻生区選挙管理委員会

委員長 中 川 嘉 憲

表第9投票区の項投票区域の欄に「王禅寺東2丁目（1番から14番まで）の次に「(ただし、13番18号から13番27号までを除く。)」を加える。

表第10投票区の項投票区域の欄に「王禅寺東2丁目（15番以降）」を「王禅寺東2丁目（13番18号から13番27号まで、15番以降）」に改める。

辞 令

平成22年10月1日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市民・こども局市民生活部庶務課担当課長（事業推進調整担当）	高 田 智 幸	市民・こども局人権・男女共同参画室担当課長
市民・こども局人権・男女共同参画室担当課長	飯 塚 豊	中原区役所企画課長
宮前生活環境事業所担当課長	道 上 和 男	川崎生活環境事業所課長補佐 川崎生活環境事業所生活環境推進係長
中原区役所企画課長	綱 島 清	中原区役所区民協働推進部地域振興課担当課長
中原区役所区民協働推進部地域振興課担当課長	渡 邊 充	市民・こども局市民生活部庶務課担当課長（事業推進調整担当）
9月30日付退職		
(課長級)		
退職	山 口 薫	市民・こども局市民生活部戸籍住民サービス課担当課長（専任）
退職	小 池 良 一	宮前生活環境事業所担当課長

(上下水道局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
下水道部担当課長（保全担当）	田 所 勉	下水道部施設課課長補佐

9月30日付退職		
(課長級)		
退職	信 澤 孝 一	下水道部担当課長(保全担当)

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
免 市立井田病院総合医療部リハビリテーションセンター室長事務取扱 免 市立井田病院整形外科部長兼務	宮 本 尚 彦	市立井田病院副院長
市立井田病院整形外科部長 市立井田病院総合医療部リハビリテーションセンター室長事務取扱	内 田 尚 哉	新任
(課長級)		
市立井田病院循環器科医長	平 岡 裕 子	新任

(選挙管理委員会事務局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
総務局総務部庶務課担当課長併任	濱 野 孝 夫	選挙課長(専任)